



山鹿市選挙管理委員会告示第 18 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿の登録日を下記のとおり定めた。

令和8年2月8日

山鹿市選挙管理委員会



記

選挙人名簿の登録基準日

令和8年3月1日

同基準日に係る選挙人名簿の登録日

令和8年3月2日